

H19・12・25

5 町会の皆様

マンション建設対策協議会ニュース第4号

マンション建設対策協議会
会長 川崎信彰

- * 第四回説明会開催 1月7日(月) 18時30分です。ご出席ください。
- * 12月21日事業主から一部設計変更をするとの連絡がありました。(内容は不明)
- * 船橋市議会マンション陳情採択(18日)ジョイントコーポレーションへ市から行政指導を書を手渡し、1月10日までの回答を要請した。
- * 1月から市の斡旋がスタートします斡旋依頼の手続きをいたします。
- * 弁護士に依頼、資料送付済み1月10日まで検討し回答が来ます
- * ジョイント側は1月早々建築確認申請を提出したい模様
 - 1、第三回説明会は12月8日住民の方々多数参加いただきました。事業主側からこれまでの確認書が読み上げられた。住民の要求に応じたのは、駐車場を北側境界から180cmセットバックする。北側のバイク置場をマンション敷地内に移動し、屋根つきの駐輪場にするのみで、他の要求はすべて拒否した
 - 2、東側75cmをセットバックしないなら民法235条により東側の窓は全部すりガラスの嵌め殺しにするよう要望、ジョイント側は全部でなく限られた部分の対応でいいと、応酬これも当方がアップールしなければそのままであった。これはもっと追求する。

3、藤原台町会の中川さんから、下水の排水処理、消防用水の問題、南側の法面の補強についての質問があり、次回の説明会での回答を要求しています。

4、設計変更については、住民への譲歩というより建築確認申請対策と考えられる。楽観は禁物である。事業主は3月に予定されてる市の高度規制条例成立後の工事開始を避けたいために確認申請を急いでいる。最低限の譲歩をして確認申請を間に合わせたい意向とも考えられる。12月28日に変更の概要を会長に連絡するとのことで、判明次第連絡いたします。1月7日には設計図面の改定版を配布する予定です。

5、弁護士は会長の友人の弁護士の紹介で、マンション訴訟を沢山手がけられたり市町村の建築条例作りを数多く手がけられている。マンション訴訟専門家である日置雅晴先生とコンビを組む一級建築士に資料を送ってあります。1月9日に打合せの予定です。当方としては訴訟についてはリスクがあるので極力慎重に対処する予定であります。

6、今回のマンションがこのまま工事に入れば附近住民は最低50年は城壁のようなマンションの影響下で生活することになります。将来のためにも最大限の譲歩を引出す必要があります。